

14. 新規事業等実施に伴う説明シート

新規事業等実施に伴う説明シート

事務事業名	市有施設再編整備事業	整理番号	45
		担当部・課	旭支所 防災自治課
事業期間	単年度・ 複数年度	事業区分	新規 ・拡充
	令和3年度～令和4年度・終期未定		裁量・義務・政策ソフト （政策ハード） 明るい未来・中山間地対策

(1) 事業の概要・全体計画等

①目的	令和3年1月末で廃止となった山村開発センター旭センター（以下：旭センター）等を解体し、跡地に車庫及び来庁者の駐車場を整備する。 また、隣接する既存建物の一部を災害備蓄品を格納する倉庫に改修する。
②背景	旭センターは昭和46年に建設されており、老朽化による雨漏りや壁、基礎等に亀裂が発生しているほか、耐震等の安全面にも問題があることから、現施設を改修し継続使用することは困難である。
③効果	公共施設再配置の推進及び旭センター解体跡地の有効利用を図ることができる。
④内容	【事業スケジュール】 R3：旭センター・老人休養室解体工事 駐車場整備工事 既設車庫改築工事（備蓄倉庫整備） 車庫設計委託 R4：車庫建設工事
⑤その他	

(2) 他の地方公共団体の類似する政策との比較検討

--	--

(3) 提案に至る過程における市民参加の実施の有無とその内容

	市民参加の実施（有・ 無 ）
--	-----------------------

(4) 総合振興計画との整合性

総合振興計画上の位置づけ	まちづくりの大綱	
	施策大綱	
	人口減少対策プロジェクトの該当	あり なし

(5) 財源措置・将来にわたるコスト計算

		単位：千円			
財源内訳		全体計画	3年度	4年度	5年度以降
	事業費	142,639	120,622	22,017	0
	国県支出金	0	0	0	0
	地方債（過疎債）	142,600	120,600	22,000	0
	その他（ ）	0	0	0	0
一般財源	39	22	17	0	

新規事業等実施に伴う説明シート

事務事業名	結婚新生活支援事業	整理番号	93
		担当部・課	地域政策部 定住関係人口推進課
事業期間	単年度・ 複数年度	事業区分	新規 ・拡充
	令和3年度～令和 年度・ 終期未定		裁量・義務・政策ソフト・政策ハード(明るい未来・中山間地対策)

(1)事業の概要・全体計画等

①目的	結婚に伴う経済的な支援を行うことで未婚者の婚姻を奨励し、定住促進及び少子化対策の推進を図る。																															
②背景	本市においては、若者の転出者が増加し、それに伴い出生数の減少が進んでいる状況にあることから、若者の転出を食い止め、少子化に歯止めをかける必要がある。																															
③効果	<ul style="list-style-type: none"> ・若年層の転出抑制 ・婚姻数の増加による少子化対策の推進 																															
④内容	新たに婚姻した夫婦に対し、次の【1】又は【2】の支援を行う。 (【1】の国事業に該当しない世帯は、【2】の市独自支援を行う)																															
		<table border="1"> <tr> <th></th> <th>【1】 結婚新生活支援事業 (国事業活用制度)</th> <th>【2】 結婚祝い金支給事業 (市独自制度)</th> </tr> <tr> <td>対象経費</td> <td>(1) 新規の住宅取得費用又は 新規の住宅賃貸費用に係る支援 (2) 引越費用</td> <td>用途の制限なし</td> </tr> <tr> <td>上限額、補助率</td> <td>上限額30万円/世帯 (国1/2、市1/2)</td> <td>10万円/世帯 (市10/10)</td> </tr> <tr> <td>年齢要件</td> <td>夫婦共に39歳以下</td> <td>夫婦共に年齢制限なし</td> </tr> <tr> <td>所得要件</td> <td>世帯所得400万円未満</td> <td>所得制限なし</td> </tr> <tr> <td>居住要件</td> <td>夫婦共に、5年間市内居住の見込みがある者</td> <td>夫婦共に、5年間市内居住の見込みがある者</td> </tr> <tr> <td>過去の受給要件</td> <td>夫婦の一方又は双方が受給していない</td> <td>夫婦の一方又は双方が受給していない</td> </tr> <tr> <td>その他要件</td> <td>市税の滞納がないこと</td> <td>市税の滞納がないこと</td> </tr> <tr> <td>積算見込</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・令和元年度婚姻件数:165件 夫婦共に39歳以下:84% …① ①のうち、夫婦共に市内居住:65.3% …② 世帯所得400万円未満 (見込み) 66% …③ ◆見込み件数 $165 \times ②65.3\% \approx 108$件 $108 \times ③66\% = 71.28 \text{件} \approx 70 \text{件} \times 70\% \approx 50$件 </td> <td>◆見込み件数 60件</td> </tr> <tr> <td>交付額</td> <td>300千円×50件=15,000千円 (うち、市費7,500千円)</td> <td>100千円×60件=6,000千円 (うち、市費6,000千円)</td> </tr> </table>		【1】 結婚新生活支援事業 (国事業活用制度)	【2】 結婚祝い金支給事業 (市独自制度)	対象経費	(1) 新規の住宅取得費用又は 新規の住宅賃貸費用に係る支援 (2) 引越費用	用途の制限なし	上限額、補助率	上限額30万円/世帯 (国1/2、市1/2)	10万円/世帯 (市10/10)	年齢要件	夫婦共に39歳以下	夫婦共に年齢制限なし	所得要件	世帯所得400万円未満	所得制限なし	居住要件	夫婦共に、5年間市内居住の見込みがある者	夫婦共に、5年間市内居住の見込みがある者	過去の受給要件	夫婦の一方又は双方が受給していない	夫婦の一方又は双方が受給していない	その他要件	市税の滞納がないこと	市税の滞納がないこと	積算見込	<ul style="list-style-type: none"> ・令和元年度婚姻件数:165件 夫婦共に39歳以下:84% …① ①のうち、夫婦共に市内居住:65.3% …② 世帯所得400万円未満 (見込み) 66% …③ ◆見込み件数 $165 \times ②65.3\% \approx 108$ 件 $108 \times ③66\% = 71.28 \text{件} \approx 70 \text{件} \times 70\% \approx 50$ 件	◆見込み件数 60件	交付額	300千円×50件=15,000千円 (うち、市費7,500千円)	100千円×60件=6,000千円 (うち、市費6,000千円)
		【1】 結婚新生活支援事業 (国事業活用制度)	【2】 結婚祝い金支給事業 (市独自制度)																													
	対象経費	(1) 新規の住宅取得費用又は 新規の住宅賃貸費用に係る支援 (2) 引越費用	用途の制限なし																													
	上限額、補助率	上限額30万円/世帯 (国1/2、市1/2)	10万円/世帯 (市10/10)																													
	年齢要件	夫婦共に39歳以下	夫婦共に年齢制限なし																													
	所得要件	世帯所得400万円未満	所得制限なし																													
	居住要件	夫婦共に、5年間市内居住の見込みがある者	夫婦共に、5年間市内居住の見込みがある者																													
	過去の受給要件	夫婦の一方又は双方が受給していない	夫婦の一方又は双方が受給していない																													
	その他要件	市税の滞納がないこと	市税の滞納がないこと																													
積算見込	<ul style="list-style-type: none"> ・令和元年度婚姻件数:165件 夫婦共に39歳以下:84% …① ①のうち、夫婦共に市内居住:65.3% …② 世帯所得400万円未満 (見込み) 66% …③ ◆見込み件数 $165 \times ②65.3\% \approx 108$ 件 $108 \times ③66\% = 71.28 \text{件} \approx 70 \text{件} \times 70\% \approx 50$ 件	◆見込み件数 60件																														
交付額	300千円×50件=15,000千円 (うち、市費7,500千円)	100千円×60件=6,000千円 (うち、市費6,000千円)																														
⑤その他	【令和3年度予算内訳】 【1】 結婚新生活支援事業：300千円×50件＝15,000千円 【2】 結婚祝い金支給事業：100千円×60件＝6,000千円 事業費合計 21,000千円																															

(2)他の地方公共団体の類似する政策との比較検討

【R2年度県内の事業実施状況】
1 結婚新生活支援事業(国事業活用制度) 川本町、吉賀町
2 結婚祝い金制度 飯南町、隠岐の島町、津和野町、知夫村

(3)提案に至る過程における市民参加の実施の有無とその内容

市民参加の実施 (有・ 無)

(4)総合振興計画との整合性

総合振興 計画上の 位置づけ	まちづくり の大綱	7. 協働による持続可能なまち
	施策大綱	7-2. 人がつながる定住環境づくりの推進
	人口減少対策 プロジェクトの 該当	(あり) なし

(5)財源措置・将来にわたるコスト計算

財源 内訳		全体計画	3年度	4年度	5年度以降
	事業費	未定	21,000	未定	未定
	国県支出金		7,500		
	地方債()		0		
	その他()		0		
一般財源		13,500			

新規事業等実施に伴う説明シート

事務事業名	まちづくりセンター管理運営費	整理番号	99
		担当部・課	地域政策部 まちづくり推進課・各支所 防災自治課
事業期間	単年度・ 複数年	事業区分	新規 ・拡充
	令和3年度～令和 年度・ 終期末定		裁量・義務・ 政策ソフト ・政策ハード・明るい未来・中山間地対策

(1) 事業の概要・全体計画等

①目的	令和3年4月に施行する「浜田市協働のまちづくり推進条例」に基づく新たな住民主体のまちづくりを進めるため、同条例第22条の規定に基づき、協働のまちづくり及び社会教育・生涯学習を推進する施設として「まちづくりセンター」を設置し、管理運営する。
②背景	市町村合併の際に導入した「浜田那賀方式自治区制度」の廃止に伴い、新たな住民主体のまちづくりの仕組みづくりを検討するに当たり、社会教育委員の会からの提言等を踏まえ、既に社会教育・生涯学習の拠点として人づくりに寄与している公民館に、協働のまちづくりを推進する機能を加えて体制強化を図る「公民館のコミュニティセンター化」に取り組むこととした。 検討に当たっては、地区まちづくり推進委員会や公民館の関係者等で構成する「公民館のコミュニティセンター化検討部会」を設置し、その答申等に基づき、「浜田市まちづくりセンター条例」を制定した。
③効果	<ul style="list-style-type: none"> 協働のまちづくりに対する市民の意識醸成及びまちづくりへ参画する市民の増加 地区まちづくり推進委員会の設立及び活動の推進による地域活性化及び地域課題の解決 社会教育・生涯学習（共育・ふるさと郷育等）を通じた人材育成による担い手不足の解消及び将来の担い手確保
④内容	<ol style="list-style-type: none"> センター職員の配置 センター長 26人（勤務時間は132時間・80時間・52時間／月のいずれか） 主事 58人（各センターに2～3名配置） 事務員 13人（有福分館の事務員及びセンター長が短時間を選択した場合の補助事務員） 管理人 6人（浜田まちづくりセンター及び杵束まちづくりセンターの鍵管理等） まちづくりコーディネーターの配置 センターや地区まちづくり推進委員会等に対して助言等を行うコーディネーターを5人配置 ※財源として島根県の「小さな拠点づくり」生活機能維持・確保推進事業を活用想定 維持補修費（修繕費等） まちづくりセンター施設改修事業以外で対応する小規模な修繕のための経費 施設管理費（光熱水費、委託料等） 従来の施設管理費に加えて次の経費を新たに計上 ・新規PC購入関連費及びPC保守委託料 ・杵束まちづくりセンター関連経費（憩の家・福祉センター維持管理費から移管） ・清掃管理及びエアコン設備保守委託料 ・センター敷地の草刈りに係る手数料 分館管理委託費（8分館） 各分館（有福分館を除く）の管理を地元自治会へ委託 センター活動推進事業委託料 各センターの活動予算として1センター当たり500千円
⑤その他	まちづくりセンターについて評価検証を行うとともに、運営方式について検討等を行うため、浜田市総合振興計画審議会に専門部会を設ける。 ※会議関連の予算については、企画事務費に計上

(2) 他の地方公共団体の類似する政策との比較検討

<p>・検討に当たって視察等を行った自治体 福井県坂井市、山口県周南市、島根県松江市</p>
--

(3) 提案に至る過程における市民参加の実施の有無とその内容

<p>市民参加の実施 (有)・無 公民館のコミュニティセンター化検討部会 令和元年11月から令和2年11月にかけて計11回の会議を開催</p>
--

(4) 総合振興計画との整合性

総合振興計画上の位置づけ	まちづくりの大綱	7. 協働による持続可能なまち
	施策大綱	7-1. 地域コミュニティの形成
	人口減少対策プロジェクトの該当	あり なし
		4. 地域づくりの推進

(5) 財源措置・将来にわたるコスト計算

単位:千円

	全体計画	3年度	4年度	5年度以降
事業費	未定	318,450	未定	未定
国県支出金		2,602		
地方債()		0		
その他(使用料 等)		3,705		
一般財源		312,143		

新規事業等実施に伴う説明シート

事務事業名	石見まちづくりセンター後野分館整備事業	整理番号	102
		担当部・課	地域政策部 まちづくり推進課
事業期間	単年度・ 複数年度	事業区分	新規 ・拡充
	令和3年度～令和4年度・終期未定		裁量・義務・政策ソフト・ 政策ハード 明るい未来・中山間地対策

(1) 事業の概要・全体計画等

①目的	石見まちづくりセンター後野分館について、浜田市立後野小学校の閉校に当たって平成24年度に地元と締結した覚書の内容を履行するため、老朽化した旧講堂の建替工事を行う。
②背景	浜田市立後野小学校の閉校に際し、浜田市立後野小学校統合問題協議会と浜田市の間で、多目的ホールの建築に関する覚書を締結した。(平成24年8月28日) その後、老朽化した旧講堂建替えにより対応することで地元協議が調っている。
③効果	<ul style="list-style-type: none"> ・拠点機能の充実によるまちづくり活動の促進及び活性化 ・避難所機能の強化による地域住民の安全・安心の確保及び災害等に対する不安の軽減 ・前述②背景に記載している覚書内容の履行
④内容	【事業スケジュール】 令和3年度：地質調査、新築設計及び旧講堂解体 令和4年度：多目的ホール新築工事
⑤その他	旧講堂位置図(※詳細な設計内容については、関係者と協議し決定する) <div style="text-align: center;">  </div>

(2) 他の地方公共団体の類似する政策との比較検討

--

(3) 提案に至る過程における市民参加の実施の有無とその内容

市民参加の実施 (有) ・無 ・後野町自治会との協議 ・後野町自治会関係者への説明会の実施
--

(4) 総合振興計画との整合性

総合振興計画上の位置づけ	まちづくりの大綱	7. 協働による持続可能なまち
	施策大綱	7-1. 地域コミュニティの形成
	人口減少対策プロジェクトの該当	あり なし

(5) 財源措置・将来にわたるコスト計算

		単位:千円			
財源内訳		全体計画	3年度	4年度	5年度以降
	事業費	100,000	16,637	83,363	0
	国県支出金	0	0	0	0
	地方債(緊防債)	99,900	16,600	83,300	0
	その他()	0	0	0	0
	一般財源	100	37	63	0

新規事業等実施に伴う説明シート

事務事業名	障がい者福祉事務費 (Net119緊急通報システム導入経費)	整理番号	194
		担当部・課	健康福祉部 地域福祉課
事業期間	単年度 複数年	事業区分	新規 拡充
	令和3年度～令和3年度 終期未定		裁量・義務・政策ソフト・政策ハード・明るい未来・中山間地対策

(1)事業の概要・全体計画等

①目的	音声による119番通報が困難な聴覚・言語機能障がい者等が、緊急時に円滑な119番通報を行える環境を整備する。
②背景	Net119については、居住地を管轄する消防本部への音声によらない通報が可能となるだけでなく、外出先などの居住する地域以外から通報した場合も、その地域にNet119が導入済であれば、外出先の消防本部への通報が可能となっている。 そのため、消防庁から全国の消防本部に対し、Net119緊急通報システムの早期導入を促す旨が通知されている。
③効果	聴覚・言語機能障がい者等が、安全で安心して暮らせる生活環境を提供することができる。
④内容	○事業内容 居住する地域の消防本部へ事前登録することで、会話が不自由な聴覚・言語機能障がい者等が、スマートフォンなどからインターネットを利用して、24時間、音声によらない119番通報を行うことができるシステムである「Net119緊急通報システム」を導入する。 ○事業費 ・システム初期費用(アカウント構築費/操作説明費) 385千円 ・消防本部への通報受信時表示灯(パトライト)設置費用 89千円
⑤その他	<p style="text-align: center;">【Net119緊急通報システム使用時のスマートフォン画面イメージ】</p> <p>1. 「火事」か「救急」を選択</p> <p>2. 場所を指定</p> <p>3. 通報</p> <p>①「自宅」や「よく行く場所」の場合は、事前登録した住所情報を用いて通報する。</p> <p>②「外出先」の場合は、GPS測位による位置情報を用いて通報する。</p>

(2)他の地方公共団体の類似する政策との比較検討

○全国の消防本部におけるNet119導入状況 ※令和2年度末までに導入予定の消防本部含む	
島根県	9本部中 4本部 (44.4%)
中国5県	51本部中 40本部 (78.4%)
全国	726本部中 559本部 (77.7%)

(3)提案に至る過程における市民参加の実施の有無とその内容

市民参加の実施 (有・無)	(無)
---------------	-----

(4)総合振興計画との整合性

総合振興計画上の位置づけ	まちづくりの大綱	2. 健康でいきいきと暮らせるまち 6. 安全で安心して暮らせるまち
	施策大綱	2-5. 障がい者福祉の充実 6-3. 消防・救急体制の充実
	人口減少対策プロジェクトの該当	あり なし

(5)財源措置・将来にわたるコスト計算

		単位:千円			
財源内訳	事業費	全体計画	3年度	4年度	5年度以降
	国庫支出金	474	474	0	0
	地方債()	0	0	0	0
	その他(ふるさと応援基金)	474	474	0	0
	一般財源	0	0	0	0

新規事業等実施に伴う説明シート

事務事業名	第3子以降の出生に向けた支援	整理番号	247・259・260
事業期間		担当部・課	健康福祉部 子育て支援課
	単年度・ 複数年度	事業区分	新規 ・拡充
	令和3年度～令和 年度 ・ 終期未定		裁量・義務・政策ソフト・政策ハード(明るい未来)中山間地対策

(1)事業の概要・全体計画等

①目的	第3子以降の出生に対する経済的負担の軽減を図る。																																
②背景	県が平成30年度に実施した「島根県子育て・結婚支援に関する意識調査」によると、理想的な子どもの数は「3人」と答えた夫婦の割合が最も高い一方、実際の子どもの数は「0人」の割合が最も高くなっている。また、子育てに対する負担や不安は、「子育てにお金がかかる」ことであると答えた夫婦の割合が最も高くなっており、行政に期待する施策も「子育てに伴う経済的負担を軽くする」の割合が最も高くなっている。																																
③効果	第3子以降の出産を奨励することにより、夫婦が理想とする子どもの数に近づけ、本市の少子化に歯止めをかける。																																
④内容	<p>①第3子以降出生祝い金支給 [該当事業]整理番号247:第3子以降出生祝い金支給事業(事業費22,807千円) [内容]第3子以降の出生に対し、祝い金30万円を支給する [対象者]令和3年4月1日以降に出生した第3子以降の子で、本市の住民基本台帳に登録された者(以下「支給対象児」という。)の父又は母のうち、次の要件のいずれにも該当するもの (1) 支給対象児を含む3人以上の子(対象児が出生した日において18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者に限る。)を養育していること (2) 支給対象児が出生した日以前から継続して本市の住民基本台帳に登録されていること</p> <p>②第3子以降保育所等給食費無償化 [該当事業]整理番号259:第3子以降保育所等給食費無償化事業(事業費16,318千円) [内容]第3子以降の保育所等における給食費を無償化する [対象者]特定教育・保育施設を利用する児童のうち、出生順位第3子以降となる児童</p> <p>③第3子以降保育料無償化 [該当事業]整理番号250:私立保育所保育事業(歳入減8,008千円) 整理番号260:第3子以降保育料無償化事業(事業費4,730千円) ※これまで実施している第3子以降保育料軽減分5,178千円除く [内容]第3子以降の保育所等における保育料を無償化する [対象者]特定教育・保育施設又は認可外保育施設を利用する児童のうち、出生順位第3子以降となる児童</p>																																
⑤その他	<p>○第3子の考え方(例)</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th>[子の年齢]</th> <th>A世帯</th> <th>B世帯</th> <th>C世帯</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1子</td> <td>5歳</td> <td>17歳</td> <td>20歳</td> </tr> <tr> <td>第2子</td> <td>3歳</td> <td>10歳</td> <td>10歳</td> </tr> <tr style="border: 2px solid red;"> <td>第3子</td> <td>0歳</td> <td>0歳</td> <td>0歳</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">↓ ※第3子が出生した場合</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th>[該当の有無]</th> <th>A世帯</th> <th>B世帯</th> <th>C世帯</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>出生祝い金</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>×</td> </tr> <tr> <td>給食費無償化</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>保育料無償化</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> </tbody> </table>	[子の年齢]	A世帯	B世帯	C世帯	第1子	5歳	17歳	20歳	第2子	3歳	10歳	10歳	第3子	0歳	0歳	0歳	[該当の有無]	A世帯	B世帯	C世帯	出生祝い金	○	○	×	給食費無償化	○	○	○	保育料無償化	○	○	○
[子の年齢]	A世帯	B世帯	C世帯																														
第1子	5歳	17歳	20歳																														
第2子	3歳	10歳	10歳																														
第3子	0歳	0歳	0歳																														
[該当の有無]	A世帯	B世帯	C世帯																														
出生祝い金	○	○	×																														
給食費無償化	○	○	○																														
保育料無償化	○	○	○																														

(2)他の地方公共団体の類似する政策との比較検討

<p>【近隣の出生祝い金の状況】 島根県飯南町:第3子以降 50万円 島根県海士町:第3子 50万円、第4子以降 100万円 広島県庄原市:第3子以降 25万円</p>

(3)提案に至る過程における市民参加の実施の有無とその内容

市民参加の実施 (有・ 無)

(4)総合振興計画との整合性

総合振興計画上の位置づけ	まちづくりの大綱	2. 健康でいきいきと暮らせるまち
	施策大綱	2-3. 子どもを安心して産み育てる環境づくり
	人口減少対策プロジェクトの該当	あり なし 2. 少子化対策

(5)財源措置・将来にわたるコスト計算

		単位:千円			
財源内訳	事業費	全体計画	3年度	4年度	5年度以降
	国県支出金	未定	49,033	未定	未定
	地方債()		0		
	その他()		0		
	一般財源		44,866		

新規事業等実施に伴う説明シート

事務事業名	有機野菜等農業用ハウス整備支援事業	整理番号	387
		担当部・課	産業経済部 農林振興課
事業期間	単年度・ 複数年度 令和3年度～令和7年度・終期未定	事業区分	新規 ・拡充
			裁量・義務・政策ソフト・政策ハード （明るい未来） 中山間地対策

(1) 事業の概要・全体計画等

①目的	有機野菜や大粒ぶどうなどの農業用ハウスの整備に対して支援することにより、施設整備に係る初期投資の軽減を図ることで、地域の中核的な経営体を目指す自営就農者の確保・育成と、魅力的な産地形成につなげる。	
②背景	<p>浜田市においては、中山間地域を中心に農家が農地を守り地域を守ってきたが、農業従事者の高齢化や担い手不足、農業所得の低迷など、農業を取り巻く状況は非常に厳しいものとなっている。</p> <p>このような状況において、浜田市における収益性が高い品目の一つとして「有機野菜」がある。この有機野菜については、一年を通じて作付け・収穫ができ、積雪のある本地域においても、取組が可能な数少ない作物となっており、販路拡大についても組織的に取り組むなど安定的な作物となっている。また、「大粒ぶどう」についても、近年、新規就農者の多くが大粒ぶどうの栽培を行い、計画的に取組を進めている。</p> <p>今後も、中山間地域において発展性のある有機野菜・大粒ぶどうなどの魅力的なモデル産地形成を図る上で、更なる支援が求められている。</p>	
③効果	<p>農業用ハウス整備への支援により、施設整備に係る初期投資が軽減され、農業者の経営安定化と所得向上が図られる。</p> <p>また、農業研修生の受入れにも実績のある有機野菜・大粒ぶどうなどの産地拡大を図ることにより、自営就農者の確保や農業経営体での雇用増加につながる事が期待される。</p>	
④内容	<p>《農業用ハウス等支援事業（県単独事業）》（補助率：県1/3、市1/3） 令和3年度 □有機野菜 ○事業内容 6棟20a ○事業費18,000千円（県：6,000千円、市：6,000千円、自己負担6,000千円） ※令和4年度以降、有機野菜・大粒ぶどうなど、要望に応じて順次計画的に整備する</p>	
⑤その他	<p>《有機野菜の概要》 ○栽培面積：12.5ha ○産出額：約4億9,880万円 ○農業研修生受入実績（H26以降）：15人</p> <p>《大粒ぶどうの概要》 ○栽培面積：5.3ha ○産出額：約2,370万円 ○農業研修生受入実績（H26以降）：3人</p>	

(2) 他の地方公共団体の類似する政策との比較検討

--

(3) 提案に至る過程における市民参加の実施の有無とその内容

市民参加の実施（有・ 無 ）

(4) 総合振興計画との整合性

総合振興計画上の位置づけ	まちづくりの大綱	1. 活力のある産業を育て雇用をつくるまち	
	施策大綱	1-2. 農林業の振興	
	人口減少対策プロジェクトの該当	あり	1. 雇用の確保
		なし	

(5) 財源措置・将来にわたるコスト計算

		単位：千円			
財源内訳	事業費	全体計画	3年度	4年度	5年度以降
	国庫支出金	92,000	12,000	20,000	60,000
	地方債()	46,000	6,000	10,000	30,000
	その他()	0	0	0	0
	一般財源	0	0	0	0
	一般財源	46,000	6,000	10,000	30,000

新規事業等実施に伴う説明シート

事務事業名	学校施設緊急改修事業	整理番号	644
		担当部・課	教育部 教育総務課
事業期間	単年度 ・ 複数年度	事業区分	新規 ・ 拡充
	令和3年度～令和5年度 ・ 終期未定		裁量・義務・政策ソフト(政策ハード) 明るい未来・中山間地対策

(1)事業の概要・全体計画等

①目的	学校の老朽化により、施設の不具合や破損が非常に多く発生しているため、今後、安全に支障をきたす恐れがある箇所について、集中的に修繕・工事を実施する。
②背景	予算要求を行うにあたり、各学校からの営繕要望を取りまとめ、次年度の修繕・工事計画を作成しているが、学校施設の老朽化の影響もあり、突発修繕が多く、計画どおりに実施できない状況である。
③効果	小・中学校の修繕・工事を行うことで、児童・生徒に対し、安全安心な学習環境の提供を行うことができる。
④内容	小・中学校から要望を受けている箇所について、3か年計画で集中的に修繕・工事を実施する。
⑤その他	<p>【修繕・工事概要】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○外壁の亀裂改修工事 ○アスファルトの劣化改修工事 ○国旗掲揚台ポール交換 ○特別教室カーペット張替 等 <div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="text-align: center;">  <p>外壁の亀裂</p> </div> <div style="text-align: center;">  <p>アスファルトの劣化</p> </div> </div>

(2)他の地方公共団体の類似する政策との比較検討

--

(3)提案に至る過程における市民参加の実施の有無とその内容

市民参加の実施 (有 ・ 無)

(4)総合振興計画との整合性

総合振興計画上の位置づけ	まちづくりの大綱	3. 夢を持ち郷土を愛する人を育むまち	
	施策大綱	3-1. 学校教育の充実	
	人口減少対策プロジェクトの該当	あり	なし

(5)財源措置・将来にわたるコスト計算

		単位:千円			
		全体計画	3年度	4年度	5年度以降
財源内訳	事業費	150,000	50,000	50,000	50,000
	国県支出金	0	0	0	0
	地方債()	0	0	0	0
	その他(ふるさと応援基金)	150,000	50,000	50,000	50,000
	一般財源	0	0	0	0